

第5章 / CHAPTER 5

イブレアの近代建築遺産の保護に関するマネジメント： デザインガイドラインの役割

Management of the Conservation of Ivrea's Modern Architectural Heritage: The role of the Guidelines

エンリコ・ジャコペリ / Enrico Giacomelli

1. 序論：本論の目的

本論の目的は具体的にイブレアにおける近代建築遺産の創出と衰退の歴史と都市活動の減衰を防ぐために対処した行動に関して、遺産保護のための行政的で文化的なプログラムとして意図された重要な役割を担うガイドラインに関して説明することである。我々は、富岡製糸場のように「世界遺産」の誉れ高い認定をユネスコから認められることを願っている。そこで、我々はイブレアの建築物の保全と真正性を保証する基本的な役割を考慮して、デザイン・ガイドラインに着目し、デザイン・ガイドラインの由来や着想、および通常みられる建物や、あまりみられない特殊な建築物に対してデザイン・ガイドラインがどのように適用されたのか、ということに焦点を当てて描き出してゆく。

2. イブレアの建築遺産の創造

2-1. 歴史的要因

イブレアは、トリノとミラノというイタリア最大の産業都市の両方に近い位置にあり、人口2万5000人の小都市である。長い歴史のなかでは、辺境の地に留まっていたが、この都市は、20世紀を通じてオリベッティ社の活動で有名になった。オリベッティ社はこの都市を、日本も含む世界との商業と製造活動の「産業王国」の中心へと変化させた。このことにより、このような慎ましい小規模な都市にとっては驚くべき役割と国際的な評価が与えられた。



写真1 オリベッティ M20 (1915年)
オリベッティが最初に開発した携帯用タイプライター
(出典；Associazione Archivio Storico Olivetti)



写真2 「Lettera 22」 (1957年)
マルチェロ・ニッツオリ [Marcello Nizzoli] によるデザイン。オリベッティの製品の中で最も有名な製品の1つ
(出典；Associazione Archivio Storico Olivetti)

もちろん、イブレアの近代建築遺産は、オリベッティ社の建築活動の結果であり、1908年から1980年代半ばに建築された建物が含まれ、これらは20世紀のイタリア建築において重要な断片となっている。イギリスの歴史家 Eric Hobsbawm は、人類の歴史上、「最も短く」、最も中身の濃い時期のひとつとして20世紀を位置づけ、まさに「実質的」な時代と定義して打ち立てた時期にほぼ完全に一致する。このことは、遺産となっている近代建築の建設が、おそらく偶然ではないのである¹。

20世紀とは、古い静的な生産体制と新たな動的な生産体制が入れ替わり、ハイテク製品の需要の漸進的増加、および国内市場が独立しているという状況に決定的な終焉をもたらした事を経験した、ダイナミックな世紀であった。この時代の生産品を通じて、オリベッティは、時代の変化の兆しを素早く解釈し、技術革新とデザインの両面において、常に国際市場へ製品を提供する能力を持つことに成功し、この時代を乗り切ったのである。1950年代から「イタリアのスタイル」として有名で、最高級の製品として世界に提示されたのが、これらの製品だった。



写真3 Divisumma (1947) の内部機構

4 件の演算を実行する能力をもつ世界初の電気式印刷機能付計算機

2-2. 社会における「オリベッティ社の方針」の役割

しかし、工業的で商業的な大いなる成功は、オリベッティ社に関わる建築と会社との特別な関係や、イブレアを「ヒューマンスケール」で20世紀のユートピア的なビジョンを実現するための実験台として説明することだけでは不十分なのである。1900年代を通じて、他の産業は有名な建築家の力を借りて、デザインと技術的な内容で優れた製品を産み出した²、しかし、いずれも重要で有機的な建築物の遺産は残さなかった。この近代遺産に関して、実際には、1930年代³からアドリアーノ・オリベッティが展開していった産業に関する方針では、産業が社会的な責任を担うという点において優れた考え方を見いだせる。この考え方により得られた結果は「コミュニティの運営活動方針」の考えを重視したことに由来する。

この着想は小規模な地域と必然的な関わり合いがある。そこでは、産業と地域の環境が経済的に調和し、両方がともに経済的、社会的、倫理的発展を追求してゆくことが求められた。したがって、アドリアーノ・オリベッテ

ィの社会観では、工場を人類社会の向上のために技術を提供する場所とし、富をもたらすために人材や資源を利用する場所であると位置づけ、質の高い生活や社会の進歩を保証する場所でもあった。アドリアーノ・オリベッティの考えに基づけば、質と進歩は、工場でも、市民の私生活でも、市民のあらゆる側面に影響を与えることなのである。

一方において、人間工学的な視点における労働環境、効率的でストレスの少ない生産方法、産業関係を管理する民主的な方法の発達、生産システム全体が目指すべき美と調和の研究に関して具体的な表現である工場建築の基本的な考え方を創出する事に結びついていった。美とは、オリベッティ社により編み出された生産方法の質、製品の生産現場、そして製品との間に、その歴史を通じて具体化された数々の調和が明らかに現れている美なのである。

さらに、従業員の住居と会社が位置する地域は、その地域の住民のために使われる、健康、スポーツ、宗教、文化の分野で質の高い社会サービスを提供する場となっている。そこには水準の高い建築物群の緊密なネットワーク、およびそれによって支えられている複雑な社会サービス制度を維持発展させるために、会社はその富のかなりの部分を再分配してきた経緯がある。



写真4 在りし日の勤務中のアドリアーノ・オリベッティ（1950年代末）

（写真：Associazione Archivio Storico Olivetti, Ivrea）

2-3. 現代のオリベッティ社の建築遺産

アドリアーノ・オリベッティが20世紀において最も重要なイタリアの建築家達の助けを借りて、都市に対するビジョンを実現しようとしたイブレアは、オリベッティ社に関する建築活動の大半が実施された場所である⁴。オリベッティ社の活動は、一定の質を伴い固有の近代都市の典型例を都市全体で表すことができる力をもつために、ヨーロッパでは珍しい類型の建築遺産という贈り物をこの都市に与えた。この遺産を十分に調査する最初の試みは1996年～1999年にかけて、MaaM（屋外建築博物館）を創設するためにイブレアの市当局が設立した調査局によって実施され、その運営はエンリコ・ジャコペリに託された。イブレアの遺産の調査事務所の設置ができたのは「社会的に有用な事業に関する法律」によって利用できるようになった資金を革新的に利用できたことに由来することである。

この資金は、普通は失業者のために街を維持する臨時の仕事の資金として使われるが、今回の場合は建築、歴史学またはコミュニケーション科学の課程を修了した、或は修了予定となっている 20 人程度の若者を雇用するために活用できた⁵。彼らには、遺産の目録作り、訪問ルートの予備計画、ガイド付きツアーの企画、ホームページ作成、広報室の設立を通して、将来の博物館の内容を確立し、その存在の基礎を築くという希有な機会が与えられた。調査局の活動は3年間で、博物館の設立を支援する他に、こうした若手の専門家達に素晴らしい訓練の機会を提供する事になった。彼らの中には仕事を行うにあたって、極めて突出した感性をもつ者のもいた。MaaM の事務局が行った目録作りを通じて、オリベッティ社によって直接的に、或はオリベッティ社の技術部局やコンサルタント部局により実現された 237 件の建築物が確認された。

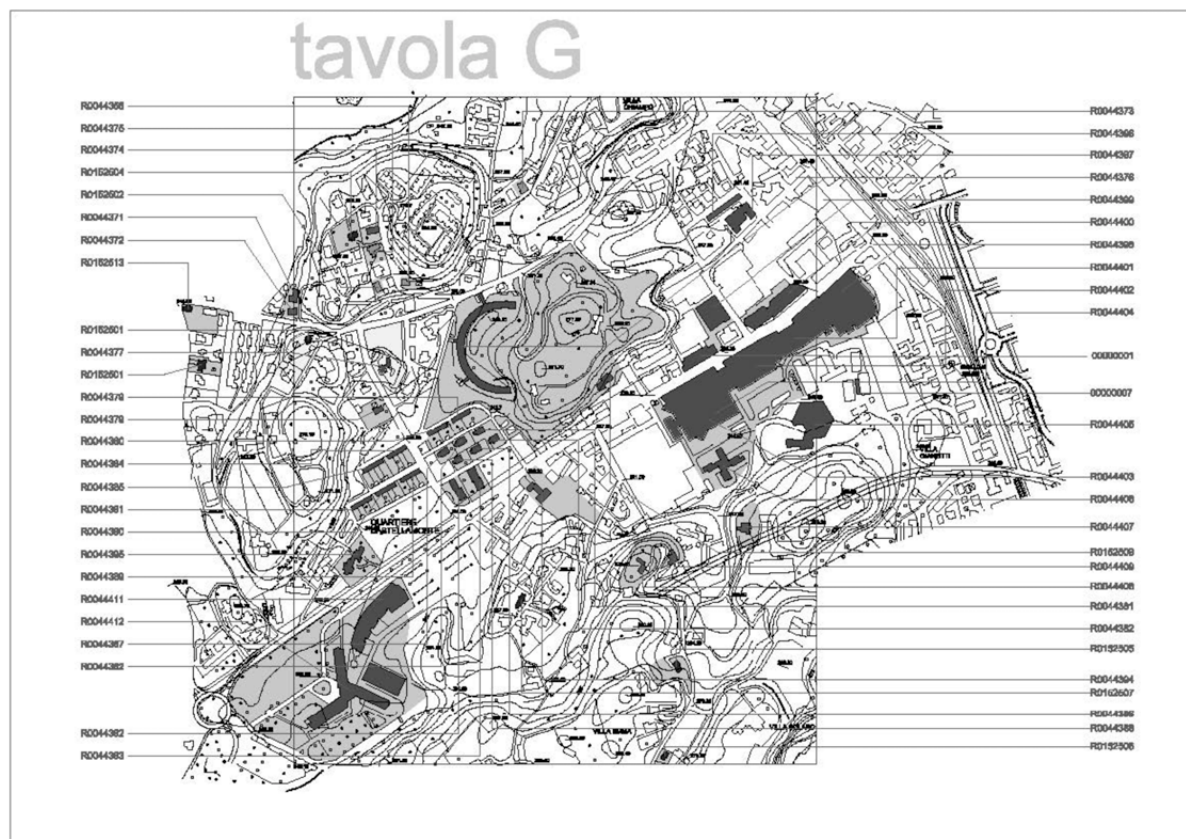


図 1 MaaM のカタログの一部;イブレアのジェルヴィス通りに沿った地域に位置する建築遺産群。ここにオリベッティの大部分の重要な建築物が位置している。

出典：G-Studio architects, Torino, 2012

2012 年に、我々は遺産目録の見直しの作業を行った。その結果、遺産の対象は住居 222 件、産業建築物 15 件、オフィスビル 5 件、社会事業用施設 3 件、学校施設 3 件、宗教関係施設 3 件、邸宅 1 件、多目的ビル 1 件、を含む 260 件に増加した⁶。1996 年は建築遺産の建設が終了したと同時に、保全と修復が開始される年となった。

事実、1996 年にイブレアは急激かつ決定的な崩壊過程にあり、それは、明らかなものであった。オリベッティ社の衰退は、イブレアの経済的に豊かな時代を終わらせ、都市が持っていたアイデンティティの消滅を意味し、会社の役割の終焉はすでに確実なものとなっていた。しかし同年に、自治体は実用的、且つ観念的な視点から、オリベッティ社が誇る建築物群の後継者であると認識し、今や孤児となってしまった都市の輝かしい過去を留め

ている具体的な証拠となるオリベッティ社から受け継いだ建築群に目を向けることにより、都市のアイデンティティと経済的な側面での役割を守るための措置を講じた。

その目的を持って次の2つのプログラムが推進された。ひとつは（手を打たなければやがて廃墟と化していたであろう）放棄された建物の改修事業を展開してゆくものであった。もうひとつは、アドリアーノ・オリベッティの理念の理解と、彼が展開してきた近代都市イブレアに存在する記念建築物の保全に重点を置くものであった。こうして、同じ年に、イブレアの近代建築の「研究と保存事業の促進」を目的とするイブレア近代建築博物館 [Museo dell'Architettura Moderna di Ivrea, MaaM] が設立された。この文化的な取り組みに息を吹き込むチャンスは、オリベッティの閉鎖の後、イブレアとその周辺を支援するための、1996年から2000年にかけて、公共事業のプログラムからの資金により確かなものとなった。特に、前述のように、国の予算により若手研究者の採用と彼らへの報酬の支払いが可能になった。ピエモンテ州からの資金は調査事務所の活動資金を賄い、約100万ユーロの資金（60%はEUから、残りは地域から）を使い、見学者のルートの構築を実現した。

しかし、屋外建築博物館を開始した段階の後には、博物館は街の少ない財源しか頼りに出来なかった。資金は主に見学者のルートを維持することと、見学者のための場所を借り上げるために使われる事になった。継続的ではなかったが、個人や団体の自主的な貢献により、この文化促進活動は甦った。

屋外博物館は、次の3つの取り組みを直ちに実施した⁷。一つは、重要な近代建築の目録を完成させること、建築物と直接ふれる事ができる屋外建築博物館のルートを建設すること、そして今最も関心が寄せられている、博物館の「コレクション」を保全するための諸課題に対応する際に使われる、保全のためのデザイン・ガイドライン⁸を公刊することである。

3. 保全ガイドラインの制定

3-1. 一般的な枠組み

1996年に、屋外博物館が早急に対応する必要があった最も重要な課題のひとつが、まさに建築物の保全に関する課題であることは、実際のところ明らかであった。オリベッティ社の閉鎖は、実際に社会的に建築遺産の急速な孤立化を引き起こしていた。このことにより多くの大型の産業建築物が分割所有される可能性や、価値が分からないまたは、価値に無関心な新たな所有者による不適切な改築が進展してゆく可能性を助長した。したがって、こうした困難な状況に終止符を打つために、貴重な遺産を非常に速く破壊する恐れのある行為を止めさせるために、簡単ではあったが、科学的、法的、行政上の問題に対処可能な信頼できる手段が必要となった。イタリアにおいてはデザイン・ガイドラインは、イブレアで見られるように価値ある建物の保全を規制するために使われる手段ではなかったが、デザイン・ガイドラインは協議の対象となった。

イギリスやアメリカなど、他の国々でみられるのとは対照的に、改修事業を実行するための厳密な適用が、イタリア政府文化遺産省 [Italian Ministry of Cultural Heritage] の役人の監視下において規定されているという意味で、歴史的価値の高いモニュメントがデザイン・ガイドラインの対象となることは決してない⁹。したがって、デザイン・ガイドラインの使用は、普通コンセプトを明確に説明したイラストがついていて、(何の義務も伴わずに)農村地域の建築物を改修する際や¹⁰、産業開発または、規制の対象になっていない特別な景観を守るための様々な取り組みを促進するために作られている。

イブレアにおいてデザイン・ガイドラインを使用する手段が採用された理由を理解するためには、以下のような影響しうる7つの特筆すべき条件を考慮する必要がある。

1. 2 件を除いて遺産を構成する建造物はすべて私有であり、政府機関による事前の直接的な介入を除外している。いずれにせよ、こうした介入は都市の実務的で経済的な資源に不相応な影響を与えるものであった。そこで、民間の改修活動を活性化し、そこに共通の関心事とする手段を採用することが不可欠であった。
2. 国の課す規制の対象となっている歴史・文化遺産のリストに入っている建物は当時、イブレアの近代建築物に関してはひとつもなかったので、近代建築物の建物の定義を行い、公表し、改修・保全方法を実行するのは完全に地方自治体の責任だった。
3. 程度の差はあるが、実質的にすべての建物が、使用中であり、多くが建設された目的と同じ機能で使われていた。これは建物の保全に直接関心がある人が存在していたという意味で、利点となり得たかもしれない。しかし、修復中に建物に住んでいる、或いは利用している人を引越させることは、無理だったので、これは修復・修復事業を抑制する要素となった。
4. 1996 年時点では（今日と同様に）、建物は一人の裕福で文化的な個人が所有するものではなく、文化のおよび経済的可能性の点で、大きく関心が異なる様々な所有者により所有されていた。オリベッティ社は破綻する前に不動産資産の一部を放棄し、住民は、社宅であった住居を購入していた。これは、一貫して徹底した費用のかかる水準の修復をすべての建物（とその所有者全員）に課すという考え方にとって障害となったといえよう。
5. この約 260 棟の建造物群は、異種の建造物からなる遺産を構成している。都市全体に分散した建物の建築の質、規模、建設の詳細、使用状況、崩壊や破損の状況や、今後の見通しはすべて異なっていた。こうした構成遺産のもつ異質性は、複雑な役所の手続きが関わるうえ、建物の多様な文化的価値や規模、材料特性を考慮しない方法、即ち国のモニュメントに適用された方法を使うという可能性を排除することにつながった。こうした方法は、介入を制限し、使用を凍結する傾向をもつのである。
6. イブレアのような規模の広範囲にわたる文化遺産を救うことは、必要な改修の数や目的、期待、使える財源および関与する多くの建物の所有者の関心度が多様となるため長期にわたるので、不確定な時間的枠組みが確かに必要であったといえよう。こうした種類の文化遺産を管理する手段を考える費用やその複雑さ、そして融通が利かずに固定的なプログラム自体が、長期にわたる時間な流れという状況とは相容れない傾向があるために、残された遺産の価値を救い出すためのプログラムや、時間が厳密に限られている建築的な事業の方法を採用することは考えにくかった。
7. 最後に、状況をさらに複雑にしたのは、1996 年の時点では確実にイブレアの市民が「モニュメント」と見なしていなかった建物の修復プロジェクトを提案する難しさがあった事である。イブレア市民は特別な建築が存在する都市景観を見慣れているので、その実用的な価値に関しては認識していたが、たとえ市民が支持したとしても、それは法を順守する範囲や、イブレアに存在する建造物が世界中で、そして歴史書の中で享受した高い評価をもつ、歴史的なモニュメントとしての側面に関しては関心が高かったということである。

3-2. 規制の目的

イブレアにおいて、デザイン・ガイドラインを使用することにより、こうした複雑な状況に対し、一定の利点をもたらされると考えられた。デザイン・ガイドラインは、それらの内容がもはや有効でなく、最新ではないことが明らかになる場合には、策定および公表するための比較的簡単で費用的にも効果の高い手段で、迅速に修正することができるものである(2013年の場合のように)。このことは、特に、広範囲にわたる建築遺産のための長期間の保全計画に適したものとする。特定の事例では、デザイン・ガイドラインは4つの重要な目標に基づく、屋外建築博物館(Maam)の基本原則を運用する条件に対して転換するという必要性に完全に適合している。つまり、オリベッティ社の歴史に関連する小規模な建築物を含めて、建築物の文化的価値および象徴的価値の存在を肯定する。いかなる建築物においても、目録や保全および修復基準に含まれる指針がもつ原則は厳密に守られるべきなのである。そして、自然な変化の過程を妨げることなく、建築物のオリジナルのイメージを救い出すことを容易にする「動態保存」を促進するために用いられる。また、所有および文化的な意味合いの目的に注意を払うことが必要となる。さらに、市民がそれらの建築物保全における活動的で熱心な支持者になることを促進してゆくことである。

デザイン・ガイドラインを策定する一方で、地域スケールで保全の対象とする参照可能な事例がなかったため、我々はボルドーのペサック[Pessac]でル・コルビジエ[Le Corbusier]が設計したペサックの住宅群[Cité Frugès]に適用された建築文化遺産の修復のためのプログラム(1985年に始まった)を検討することに関心をもった。特に住民の修復への実践的で進歩的なアプローチに対して払われたことに関心をもった¹¹⁾。

当然ながら、イブレアのためのデザイン・ガイドラインはペサックで定義されたもののように、ディテールや特徴と同じである必然性はなかった。それは、ペサックでは、修復のための原則を確立するという仕事は30棟未満という少数の類似性をもつ建築物を前提としていたからである。こうした点に違いがあったが、あらゆるディテールに関する変更を詳細に検討することができなかったとしても、建造物の遺産群を構成する建築物の修復のあらゆる側面に適用されなければならない原則を定義することについての指針を得る事ができた。

更に、デザイン・ガイドラインを適用される対象となる建物にとって、市民がとりわけ明確で、曖昧でなく、容易に理解される方法で情報を提供することが目標となっている。ペサックが持つ均質であるという性質とは対照的に、様々な状況に対処しなければならなかったため、ガイドラインに柔軟性を組み入れたが、それは特に新たな基準に建築物を適応させる、あるいは計画または実施設計における誤りを修正するために用いられる改修工事の事例に対して有用なものとなるのである。文化遺産の項目に関するイタリアの法律の変更(これは多くのものが望んでいる¹²⁾)を予見して、デザインガイドラインでは、建築物群に対して「文化的価値のレベル」¹³⁾という概念を導入した。そこでは、遺産を4つのクラスに分け、各々に修復の手順を指定し、最も低い水準の形態的な特性(カテゴリーC/Dのシンプルな建築物)の簡易な保全、および最高の水準での制限の厳しいカテゴリーA¹⁴⁾の歴史的建築物の外観および設計の完全な修復および保存の方法を提示した。

実際、イブレアにある建築物のように様々な建築遺産があり、それらの文化的重要性、およびそれらが構築された時期や、工法、および劣化のタイプなど、ある特定の側面の点から類似している建築物の「集合」として識別することが可能となり、改修において同様の基準を建物に適用できるのである。

更に、イブレアの建築物のように、人々が使用している建物に対しては、このように簡素化したデザイン・ガイドライン(単に学術的条件で一部の人は見下すかもしれない)は、正当であるだけでなく不可欠でもあり、とりわけ有用なのである。明らかに、より簡素で、あまり重要でない建築物(実際には更に多くの建築物)のために、デザイン・ガイドラインは、より詳細な方法で運用されることが望まれる。

一方で、より重要な建築物については、デザイン・ガイドラインに示された規定が小規模な改修のみに適切であると思われる。これは主要な変更のために伝統的な修復方法が推奨される場合である。イブレアのデザイン・ガイドラインの根本にある意図は、実質的であり、行政的な手続き上の問題ではない。実際的な点として述べたいことは、ガイドラインの最良の特徴は「コモンセンス（共通認識）」として主導力をより促進する力があるという点である。これは非常に評価すべき特性といえ、特に意欲的な保全を目的とする事業を追求してゆく事をあきらめる事なく、事業をすすめてゆく状況に適しており、また、デザイン・ガイドラインの運用では個別の事例において、理想とするものと達成できることとの間に妥協点を見いだすことを必要とするのである。

しかしながら、コモンセンスとしての共通認識は、項目に関する詳細な知識が共有されているという条件においてのみ適用することができる。つまり、デザイン・ガイドラインにおいて容認される判断の余地に関してその取り扱いを誤ることは「価値のない」妥協を受け入れることにつながる。このことでデザイン・ガイドラインのもつ意図を実質的に裏切る可能性が生じるのである。デザイン・ガイドラインは、その脱官僚的な意図を反映するものなのである。

この点では、都市の技術アドバイザーと設計者、所有者および建築業者が会合する現地査察の際に「敷地」で実施される計画の選択に関する協議により、通常の許認可の手順を部分的に置き換えることが提供される。こうした作業は「共有されるルール（統御方法の共通化）」の意図に基づいており、著者の知る限りにおいてはフランスの組織 C. A. U. E.¹⁵ の例やジェンカルロ・デ・カルロ[Giancarlo De Carlo]¹⁶ などの特定のイタリアの例により都市の更新が促進される。

残念なことに、慣習的な申請と非伝統的な申請手続きに由来するルールが欠如している点は、逆にイブレアのデザイン・ガイドラインにおける欠点となる要素となっている。デザイン・ガイドラインは、市の技術事務局によって活用されるために十分に適したものとなっていない。少なくともイブレアで、技術局の個人による解釈に余地を認めないという規則があることがすでに慣習となっているのである。このため、ガイドラインによって実施される異なる 3 段階の改修を示す以下の例から分かるように、主にその適用が官僚的な（事務手続き的な）考え方と、事務局の最小限の任務から取り除かれた場合には、デザイン・ガイドラインがもつ積極的な側面の効果は明確となる。

5. ガイドライン適用の 3 段階。

5-1. ガイドラインを伴った試験（1997～2000 年）

1997～2000 年にかけて、まだ策定の過程にあった中で、ガイドラインは、カントン・ベスコ地区の修復事業対象地において、現場での検証作業が行われた。この地区は 1948～1953 年にかけて地区全体の 4 分の 1 が、オリベッティ社の労働者のために建設された地区である。50 年間の使用後、この地区の全体の 4 分の 1 に相当する建築物群は技術的な効果をすべて失い、著しいレベルで劣化して構造、電気および水道関係の設備にまで劣化の被害が生じていたので、現代への適合が要求されていた。こうした状況が生じた原因は、建設時と長年にわたり行なわれてきた改修工事が独自の特徴に関連したものであった。主な劣化の原因は、第 1 に材料および設備の老朽化および旧式の建設資材の使用に起因するものであった。第 2 に、建物に適応された技術を向上させ、建築物を美しくするために行なわれた工事において、ディテール、不十分な保守方法の選択、不十分な改修という設計および工事における誤りにより生じたものであった。カントン・ベスコ地区の建築物群に対応することは、工法や使用する材料の背景にある技術および劣化の原因についての知見を、より深く認識するための素晴らしい機会でもあった。また、所有者が主として年金受給者および低収入の労働者だった場合に、修復事業を規定するデザイン・ガイドラインの効果を試験し、同時に修復事業を促進することを望んでいた、市当局と市民との新しい関係を模

索してゆき、モデル化する試みという機会を提供した。この種の関係は、住民が住んでいる建築物（それらは彼らが慣れている）だから生じるのである。そこで、こうした建物とは異なるタイプの建築物へと改修することの必要性や改修事業が相対的に費用的な効果があることや、改修が簡便で可能であるということを、文化的な重要性とともに理解して受け入れを求めるという領域で、相談者としての住民に対して介入してゆく事を伴っていた。新しいアプローチから当然に生じる疑念が克服され、試験段階での住居に関するガイドラインの適用に対する同意を住民から得られたならば、作業の次の段階は、同様の結果が得られるよう、多くの手段という知識をもつ他の専門家と建築業者が住民と協議し、修復や改修のあらゆる面に関して合意を形成することとなる。従って、結果が、相違点の妥協の産物であるという意味では、すべての同意された結果は常に望ましいものとなる。

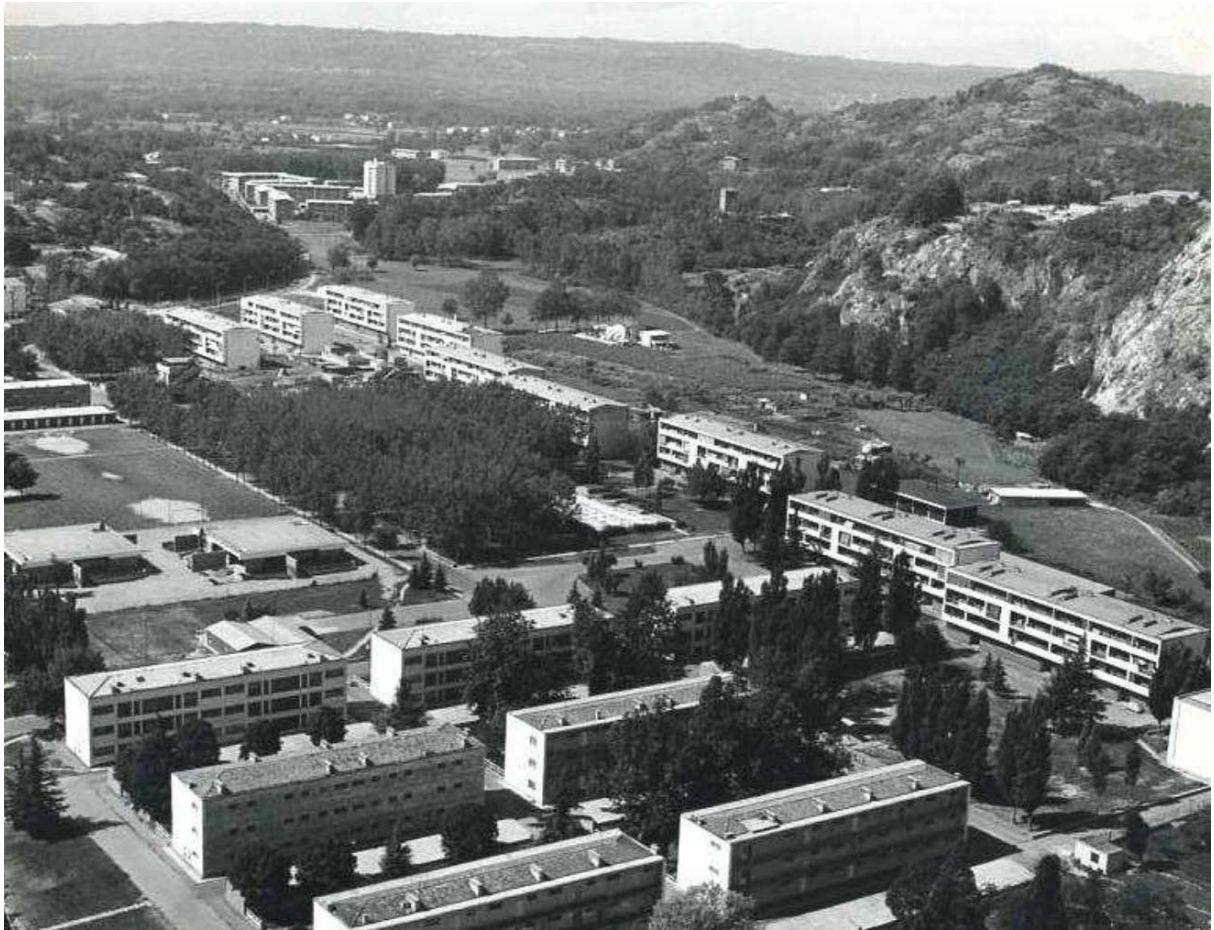


写真5 1960年代のカントンベスコ近隣生活圏（写真：Associazione Archivio Storico Olivetti, Ivrea）

事実、重要なことは、例えば色の選択に当てはまるように、カントンベスコ地区の建築物で修復が実施された建築集合体に対してデザイン・ガイドラインの意図を適用したよい例を挙げられる。ここでは可能な限り高い水準の妥協点が見つかったということを示すことができる。色に関する作業は代表的な近代建築に関する修復事業の一部であると理解されている。しかしながら、カントンベスコ地区を参考とすれば、課題¹⁷に取り組むために時々使用される過度な文献学的調査の痕跡による厳格な修復を行なったのではなく、対話と好ましい実用性に対する信頼（修復事業のそのものもこうした状況であった）に基づいて色彩へのアプローチはすすめられた。

色の選択が文化的現象であることは一般的に知られている（これは、本質的に不安定であるということである）。色彩の選択を建築物に適用するとき、色彩は建築を評価する手段となる可能性がある。ところが、色彩の選択は設計者が個人的に持つ趣味を押し付ける可能性をもつのである。これまでの数十年間にカントン・ベスコで最も一

般的で、やや平凡な結果であるように思われるのはこの第二のシナリオであった。ガイドラインの目的は、住民の不適当な装飾作業によって完全に歪められた元の色彩の全体構成を復元することであった。

そこで、まず始めに取り組んだ事は、住民がもつ意識とオリジナルの色彩との間に誤差が生じていることに対する理解を求め、建築物のオリジナルの外観を元に戻すための色を新たに使用することが、より適切であるということ、について理解を求める必要があったということである。このプロセスは簡単ではなかった。人々の習慣や個人の嗜好に対処する場合には常に容易なことではなかった。

心の底では、実験材料である事に対して礼儀正しく同意した人々のからの拒否という危機を生み出しかねない可能性はあった。そこで住民に対して、無理強いをすることなく、段階を踏んで事業をすすめてゆく事が必要だった。この事業の場合には、バルコニーの深部および内部の外装壁の色を対比させる塗装をもオリジナルの色へと復元することを強要せず、建物外面にのみを対象に、オリジナルの白色を復元することだけを決定した。このことにより妥協点に達した。

一部のケースでは、バルコニー壁の新しい色は、建築家によって選択された色彩の範囲から住民により選ばれた。他のケースでは、建築家自身の選好(必ずしも共有されるとは限らないが、妥当である)に基づき決められた。この選択では、すでに外部に存在する色と融合できる色であることを確認することの必要性を伴って決定された。さらに他のケースでは、様々な理由(主に費用の理由)のために変更することが不可能な場合もあった。カントンバスコでの作業の結果、実施された作業と、1997年当時の建築物の状況と、そして建物のオリジナルの状態との間にギャップが存在するという知見を把握できた。この事業により得られた結果から得られた実質的なことは、審美的視点や方法に関して、デザイン・ガイドラインの有用性を確認することのできるという結果であり、同時に、当初から当然存在したといえる疑念に対して、住宅の実験に接した地域の4分の1の住民が受け入れたことの主な理由となっている。

5-2. デザイン・ガイドラインによる記念建造物(IC0)の修復試験(2004~2006年)

IC0 チェントラーレは50年間、オリベッティ社の建築の象徴であり、その修復は再使用の目的で修復の方法論を近代建築物に適用する、最も重要な事例の1つであった¹⁸。本論では、元の状態に建物を修復するために数百万ユーロのコストを投じて、その有名なガラスファサードを保全する措置を講じた作業の詳細な記述を行なう事は行なわない。というものの、デザイン・ガイドラインの役割を理解することは、この事業の重要な点である。なぜならば、この事業は重要な意味を持っていたからである。

IC0 チェントラーレは重要な文化財としての建築物ではなく、その修復は実際の課題として、義務として行なうものでないため、デザイン・ガイドラインを用いない限り、恐らくその歴史的ファサードは失われ、高度な機能を備えた現代建築に置き換えられると思われた。そして、建築物およびその歴史として適するものとはならないと考えられた。言い換えれば、非常に消極的な結果につながるであろうし、現に、既にオリベッティ社の最終年度にこうした問題はすでに発生していた。財源の不足や本来の建物に対する考え方が弱まる状況において、建築物は現代化のためのいくつかの不適当な無機能的(意図が不在という意味)な改修の対象となった。幸いにも、IC0 チェントラーレが属するカテゴリーAの建築物に関する規則には、大きな文化的価値を有する由緒ある記念碑に使用される修復基準の適用が定められ、その対象に対して当初の実質性に関する議論と建築物の保護は完全に保証されていた。

しかしながら、歴史的記念建造物に対して作業することに慣れていなかった、建築家および技術者から構成されたプロジェクトチーム、により意思決定がなされるという方法をとった。保存の必要性和ボーダフォン・イタリアのハイテク・オフィスを收容するために使用される建物の現代化の実質的な必要性との間で、受け入れ可能な

妥協を連続的に模索することが可能となった。そこで、関係者の計画および技術的思想に適合する設計活動方法として、デザイン・ガイドラインは、別の意味で反応を示した。そこで私は、修復プロジェクトの担当者として、非常に手早く、ややプリミティブな図示的な道具を用いて、ICO チェントラーレの修復事業に対する幾つかの特定のデザイン・ガイドラインを設定した。これはいくつかの基本原則を確立するために、第一回目の会合から、プロジェクト・チームの他のメンバーとの間で共有された。

最初の第一歩は、修復事業に関わるあらゆる活動が建築物の主要な特徴を元に戻すことを目的としなければならないということであった。それは、本来の建築の持っていた透過性である。いくつかの簡単な規則（修復事業ではガラスファサードのみを考慮する必要があった）を通して、それらの変更から建物の外観が完全に透明なファサードをもつことでインパクトのある建物となる。この建物は、少しずつ全体が建設されていった経緯があるので、デザイン・ガイドラインの適応の範囲が拡大され、内装の変更にまで適用された。

このことにより内部空間（天井ベースの照明系、家具の位置、機器の位置決めおよび新しい避難階段）の改修は建築物のモジュールを用いるという原則に基づいた取り組みがなされ、最初の設計者であるルイジ・フィジーニ [Luigi Figini] とジーノ・ポリーニ [Gino Pollini] が設定した全体的な幾何学的論理によって再び統合された。

このように、屋外空間に対して行われた改修事業は、歴史的建造物として、80x80 cm の格子からなるファサードを変化することなく、また、道路から見えない屋根に設置された大容量に対応する電力や水系統の機械設備を設置し、コーニスの水平ラインによって定義される ICO チェントラーレのもつスカイラインを変化させなかった。

デザイン・ガイドラインの実用主義的な精神、現代の必要性に適った建築物とするためには、保全の意図を損なうことなく、必要な新しい要素を追加して対応するというデザイン・ガイドラインのもつ能力により、古いダブルファサードという壁を新しい壁に置き換えるという決定がなされた。

このように身を挺した ICO チェントラーレの貢献は、何十年もイブレアの都市景観のシンボルであり、イタリアの近代化運動で最も重要な建築物の一例として建物の外観を損なうことなく、建物を再利用して、あるいは遺跡としてではなく、効果的で堂々とした建築物として、次世代に引き継ぐ可能性を保証することに成功した。もし、全体的に非効率的な古いファサードの保全を断固として守らないといけないならば、修復事業は不可能であっただろう。

5-3 日常的な保全管理：MAAM Observatory（観測局）（2012～2013 年）

ガイドラインが施行された後、イタリアの建築法規は変更された。2001 年および 2012 年に、イタリアでは 2 つの法律が施行された¹⁹。それは、最小限の重要性を有する建物の変更を決定するための遺産管理プロセスを簡素化し、市民は地方自治体からの認可を待たないで、改修事業の開始を届け出るという制度を導入したことである。この措置によりコントロールを受ける修復事業がイタリアにおける建築活動の重要な部分を構成することを考慮すれば、規制は当局による詳細な評価および決定という建築に関する作業の大部分を取り除いて、自治体の建築委員会 [Commission Edilizie Comunali] の判断を重要な改修事案だけに制限したことになる。

国家的な記念建造物については、簡略化された手続きの申請の規制は明らかに存在する。しかし、残念な事に屋外建築博物館 (MaaM) の建築物については、文化遺産に対するイタリアの法令により保護されていないので、認可なしで、あるいは簡易な認可を得て多くの改修工事を実施することができる。改修工事の適切さを確かめるために、サンプルを抽出することによるチェックは「統計学的」に実施される可能性は十分にある。しかし、明らかな事は「統計学的評価」を用いる事はイブレアにおける保存プログラムに適した方法ではない。そこで、デザイン・ガイドラインの意図から逸脱した一部の人の行き過ぎた自由を抑止するために、微細な変更に対して注意を払うことが必要となった。

このことは、イブレアにおける保存プログラムが中断されるか、あるいは保存プログラムが無視されるかということとは関わりのない問題なのである。残念なことに、長年にわたり自治体の技術局は純粋な「統計学的」な手段により、遺産として認定されてきた建築物に対する変更を監視してきたので、それにより、多くの不適切な改修工事が規制のコントロール手法の網の目をすり抜けるのを許してしまった。2012年に、こうした行為により引き起こされた損害を埋め合わせるために、そしてユネスコへの申請に対応して取られる作業という見地から、自治体の当局はガイドラインとその適用手順の「見直し」を行うことが必要である事を認識した。この役割は、試験的局面として「Observatory（観測局）」と呼ばれる組織に新しい業務を割り振った。



写真6 ピアッジョ・ヴェスパとICO チェントラーレ

ピアッジョ・ヴェスパ（イタリアのスクーター）という、もう一つの“イタリアのスタイル”の象徴が 1960年代のICOとともに写真におさめられている。（写真：Associazione Archivio Storico Olivetti）

一方、2013年1月には最新のデザイン・ガイドラインへと更新されて発効された。このことにより遺産を構成する建築物に対する改修に関与し、カントンベスコでの実験以来、放棄されてきた参加方法を復元する事ができた。試験的局面の年にあたり、現場での相談方法と公的な施政手順を統合する方法を見出すこと、そして試験的運用の活動として、約20件の改修事例を利用して「Observatory（観測局）」の将来の任務を確立させることである。試験的運用を加速的に実行させ、運用をより有効にするために「Observatory（観測局）」の組織構成は、

意図的に規制の行為および解釈における広汎な職務権限を有する一人の人間(本稿の著者)に限定した。そして都市計画関連の役人(行政上の権威)と、技術室の主席(Observatory(観測局)の将来の技術管理者)と直接に事業に取り組むようになった。

実験が行なわれ、手順が確立され、公表されたときに試験的運用の最後の段階においてのみ技術室の建築家が改修に関与した。この建築家は、現在「Observatory(観測局)」の活動に従事している。この取り組みはある程度の成果を残した。つまり、「Observatory(観測局)」により提供された、改修に関する無料相談という、私が行った実際の仕事を通じて、改修プロジェクトに対して法の適正な適用(要求された場合)が保証されたのである。このことは将来のいかなる反対があったとしても守ってゆくべきであり、技術局は確認の作業を行ってゆくべきなのである。

しかし引き換えに、住民たちは、建築作品についての「Observatory(観測局)」による定期的なチェックと試験的なチェックに対して従うことに同意しなければならなかった。しかし、それは新しいデザイン・ガイドラインに初めて始めて導入された手順であり、いかなるタイプの建築の改修に関する国の法令においても、大規模なスケールにおけるものにおいてすら、提示されていないものである。

それゆえ、無料の技術指導の契約と地方広報紙における宣伝活動により、微細なものであっても MaaM に属する建築物に関する、あらゆる改修に関して「Observatory(観測局)」と相談することに対する利点を市民は納得した。

予め予想できたことに反して、最も驚くべきことは、居住者が事前に Observatory に協議することを説得することが、容易であったということである。「Observatory(観測局)」の業務に対する、こうした信頼を示す思いがけない効果は、建築物の工事に関する申請件数が少なくなる事に現れた。「Observatory(観測局)」が存在した事により、その助けを借りて、実際に多くの居住者は彼らの要請や要望が規定に反していると理解した。また、最終的に住民達が工事の実施がどのようなものとなるのか、またそれは必要であるかどうか、そして建築物として不適当であるという理解を住民達は得るに至った。

直接的に変更の実施を指示するために確立されたデザイン・ガイドラインではあるが、これによって、不適切な建築作業を抑止するという役割を持つ効果的な、論証による道具となった。このように、少なくとも 2012 年には、多くの誤った改修事業を回避できた、このことは、もし、これらの改修事業が「Observatory(観測局)」によって、抽出し回避されていなかったとすれば、純粋に自分たちの不適切さに気付いていなかったと考えられる住民達によって、改修工事が実施されていたと考えられる。

ところが、試験運用が終了して「Observatory(観測局)」の任務が、恐らく、あまりにも容易に自治体の技術局に割り当てられたので、将来、物事がどのように進展するか、我々は、明確には分らない。いずれにせよ 2012 年の活動は重要であった。何故なら、目録に掲載された建築物についての改修の最も普通のタイプが、僅かな殆ど取るに足らない変更であり、また明らかに簡単に見過ごされるものであったことということを、浮き彫りにしたからである。

すでに家具中を食い荒らしている「木食い虫」のように、数十回または数百回と、悪く改修が実施されると、人がその存在に気付いた時には、巨大な建築を破壊してしまっている。こうした事が起こるのが微細な改修なのである。「Observatory(観測局)」の任務により、以下のことが確認された。

現状変更の許可が必要だとしても大きなスケールの事業では隠すことができないので、注意を払わなければならないのは、こうした小さな改修に介入するということである。「Observatory(観測局)」の任務はまた、知的な側面での行動の重要性をガイドラインの長期にわたる利用を通じて示された。観測局の仕事がどんなに幅広い適用性、を有しているのかが、最終的に示された。

例えば、ある住民に、彼の家の外観を損ねないために、新しいボイラーのパイプを何処に据付けるべきか説明する時、また、年金受給者が、彼の隣人のように塗料の塗ってないベランダ（何の足しにもならずまた外見を損ねる）を無許可で設置して、無駄使いしないように納得させる時、あるいは、貴重な建築の管理者に対応する場合に、管理者はその建物を誇りに思い毎日建物の手入れをするべきであるとその管理者を納得させるとき、または、テレコム・イタリアに対してガーデラが設計した社会施設 [*Mensa di Gardella*] など、オリベッティ社から相続した建築物に対する取り扱いの方法を変更するよう納得させる時に「Observatory（観測局）」の任務に幅がみられた。継続的で詳細、且つ、また明らかに慎重深い作業は、歴史的な記念碑が生き残ってゆくことを保証することに対して、単純で、費用に対して効果的で、且つ直接的な方法における宣伝周知活動や大規模なキャンペーンを実施するよりも、時にはより一層、効果的なのである。



写真A



写真B

図7. 社員食堂兼リクリエーション・センターのテラスに付属する階段の修復事例

<写真A> 不適切な改修

2011年に、ピンク色の花崗岩という不適当な素材を用いた改修工事がこの階段で行われた。この改修工事は通信事業会社の技術部門によって行われた。これは、雨が降った後に表面が滑りやすくなる状況を改善する試みとして行われた。

<写真B> 適切な修復工事後の階段

階段の修復工事は単に誤った被覆素材の使用と関係したものではなかった。建物全体にわたる外部階段、階段、テラスは 1500m² であり、これらの箇所に使われた素材は石や耐候性のあるタイルであった。修復工事ではオリジナルの素材（四角いセラミックタイルと“biancone”と呼ばれる大理石）を修復することが含まれていた。改修工事は当初の設計によって指示された方法に従って行われた。この改修工事は“MaaM Observatory”のコンサルタント事務所と一緒に、2012年に通信事業会社の技術部門によって実施された。改修工事は“MaaM Observatory”のコンサルタント事務所と一緒に、2012年に通信事業会社の技術部門によって実施された。花崗岩が使われていたときと比べると、現在の階段とテラスの安全性は高まった。つまり、セラミックタイルを使用した事で問題は解決できたのである。このセラミックタイルは北政の市場に向けた製品でイタリアの会社によって生産されたもので、このタイルは、滑り止めに関する性質以外、当初用いられていたタイルと同じ形と色彩をもっていた。この事例は拘束度の高い規定をより厳格に適応させなければならないということが、建築物が本来持っていた特徴を犠牲にするということを必ずしも意味しないということを証明している。

こういった種類の作業は、相談のプロセスに関与する全ての当事者にとって、非常に満足できるものであったとしても、しかしながら「冒険的」な意図を伴って影響を受けた、フランスの C. A. U. E. の組織的な行動のように、

技術局で働く人々に対して官僚的な手順を踏む事を止めるように依頼し、「Observatory（観測局）」にそのような行動をとるように納得させることは容易ではない。

それでもなお、カントンベスコの事例、ICO チェントラーレの事例、および「Observatory（観測局）」がもつ僅かな経験が実証したように、毎日の活動と、忍耐と熱意によらなければ、遺産の劣化や不適切な改修を食い止める方法はない。

はっきりと、しかしやや性急ではあるが、イブレア市は決定をした。そして技術局の職員達にガイドラインの管理を委託することを決定したので、我々はその希望を託すのみである。今となつては、ユネスコへの登録への候補となった事による熱意のお陰であろう、「Observatory（観測局）」によって生き返ったガイドラインの意図に従って運用されるまで、今や我々はさらに 10 年を待つ必要はない。しかし実際は、もう 10 年待つことは、遅すぎるかもしれない。それは小さな「木食い虫」がオリベッティによって作られた古い家具を完全に食いつくしてしまうことが可能となるからである。

5. 結論

勿論、イブレアの遺産が致命的な微細な改修の作用によって浸食されないことを（これは起こらないであろうが）私は確信している。この課題に関して長年にわたる作業の後、イブレアの住民にとって、都市に存在する近代建築の文化的な重要性が確立され、市民の遺産の保全に対する関心が、日ごとに高まっている。これは、全てのことに関わらず、「Observatory（観測局）」の手順が容易に受入れられたことにより実証できると考えている。ヨーロッパ中の近現代の建築的経験の文化的な重要性と記念碑的価値を再評価するために、イブレアにおける動向は、地域的な表現を代弁していると、確実に結論付けることができるであろう。

しかしイブレアの場合は、他の何処よりも、その地の住民の中に、前世代により残された建築遺産が、時には過去の世紀からの記念碑のそれに劣らないものであり、そして地域社会の強くかつ華やかな感性を示すことができるという文化的な価値を有する。このような固い確信を確立してきた。そこには小規模であるが故に特有なメリットが確実に存在している。これらのメリットにより、この近代的な都市には、この都市より更に古い時代の歴史的な都市と同じステータスが与えられ、そして都市計画においてイタリアで初めてデザイン・ガイドラインという原則の適用が支持されたのである。

さらに重要なのは、近代の都市に関する唯一の運命は、都市自身が博物館になることと、考えることなく規制が行われたという事実がある点である。この立場は、都市と個々の建築物はともに、それぞれ自身の生命を有しており、進化し、変化すると確信すること、そして、過去から残る重要な建造物のすべてを救いたいと考えるのは非現実的である、と認めることから導きだされているのである。建築物を救い出すという行動を実行するためには十分な資源がなく、現実的には、建築物の性質に反しており、おそらくこの地域の住民たちの生活に過度な干渉を及ぼすであろう。

私の考えでは、代わりに異なる話題を設定するのがより良いと考える。第一に保存すべき建造物の価値について合意を確立し、第二に、それらが将来の世代に受け渡されることを保証しながら、建築素材の詳細な部分に関する修復だけではなく、素材の使用や世代の経過および時間により摩耗してゆくという変化に耐えるという、建築物が基本的にもつ特徴にも焦点を当てることが重要なのである。

現実には、ヨーロッパ（特にイタリア）の古代の記念碑は、その使用が変化しながら、そして、それらが最初に建造された時と比較して実質的に修正を経験しながら、我々のところに辿りついたのである。しかしこのことは、それらが美しさに劣り、それらの創造を掻き立てた時代の価値や雰囲気を強く感じさせることができない、と我々に思わせることは殆どないであろう。

それゆえ、保存するための目標を設定することを課せられた人々の使命は、建築または場所の「元々の」外観を保存する（あるいは人によってはより悪く使用する）ために、それぞれの変更を不毛にしないことである。こうした使命を帯びた人々の仕事は、建造物および都市の公式な層別化に向かってゆく自然な傾向（ヨーロッパの都市の歴史的な中心部に表われている）と、建築物をあらゆるコストをかけて保存して、将来世代に受け渡す必要性（時にはやや抽象的であるが）の間に妥協点を見出すことである。

イブレアにおいてこの矛盾をコントロールするために説得力のある方法が見出されたかどうかを、私たちは未だ知らないが、ある制限内で、住民たちが変更に関与するよう奨励された事実は、その実験に対して、ある妥当性を与えた。住民の参加を取り込むという事は、修復不可能な誤り、すなわち損失の危険をもたらす。また、体制に順応的な選択肢という危険をも、もたらせる。これはイブレアで起こったことである。

しかし、その環境の質に関する選択に関して、より責任のある態度で行動するコミュニティは、必然的に選択から逃れるために抽象的な規制に身を委ねざるを得ないことより、全体的によりよい結果を生み出すであろう。

現代においても、いくつかの不本意な結果が現れたにも拘らず、広範囲な文化的な感受性の発達に基づくイブレアにおける建築遺産の保存は、こうした理由により使用可能な最善の方法といえよう。だが、この複雑なプロセスは未だ完全には開拓されているとはいえない。しかし必然的に特異な事例だとしても、世界中の他の多くの同様な状況に適することになるであろうことを、私は確信している。

註釈

1. Eric Hobsbawm: The Age of Extremes: The Short Twentieth Century, 1914-1991, London Michael Joseph, 1994
2. 2013 年 6-7 月にかけて東京の武蔵美術大学で公開展示されているドイツのブラウン社の製品は、展示されているオリベッティ社の製品と対照的に比較する事ができる。
3. アドリアーノ・オリベッティの自身および会社の労働者達に対する質問「産業は目標を追求出来るか？これらの目標は単に利益に関連しているのか？または、理想的な計画、目的地（職業）により興味を起こさせている何かか、あるのか？」（出典：Adriano Olivetti, Il mondo che nasce, Roma, Edizioni di Comunità, 2013）
4. これらには以下が含まれている：Luigi Figini, Gino Pollini, Ignazio Gardella, Marcello Nizzoli, Ludovico Quaroni, Carlo Mollino, Franco Albini, Annibale Fiacchi, Gino Valle, Marcello Zanuso, Mario Oliveri, Ettore Sottsass, Eduardo Vittoria および他の多くの人々。
5. 事務所は E. Giacopelli（マネージャー兼コーディネーター）、M. Angelico, M. Biazetti, M. Bracco, E. Calligaris, A. De Pasquale, L. Diotto, G. Fundarò, P. Mauri, A. Menaldo, T. Moore, D. Nespolo, E. Pacchioli, M. Pavan, A. Poriglia, L. Schranz, C. Silmo で構成された。
6. 目録の改訂は 2012 年 12 月 31 日である。
7. E. Giacopelli, "The MaaM of Ivrea", in: G. Peghin, A. Sanna (edited by), Modern Urban Heritage, Umberto Allemandi & C, Torino, 2012, pp. 100-114.
8. MAAM の創設とイブレアの建築遺産に関連した取組
1996-2000；Ivrea の建築遺産を構成する建造物の目録作り (Enrico Giacopelli and MAAM Project Office).
1997-2001；屋外博物館ルートの作成 (Enrico Giacopelli + F. De Berardinis, P.P. Vidari, P. Urbano, L. Fuso, P. Bonifazio, P. Scrivano),
1996-2000；Ivrea の近代建築の保存についてのガイドラインの発行 (Riccardo Avanzi, Enrico Giacopelli)
2000-2002；新たな地方自治体の規制プログラム（重要な近代都市に歴史的な都市の中心地と同じ地位を初めてイタリアで与えた）の公表。
Giuseppe Gamos Venuti, Federico Oliva, Adalberto Barbieri, Paolo Galuzzi)
2000-2002；Canton Vesco 地区の修復 (Riccardo Avanzi, Enrico Giacopelli)
2004-2006；ICO Centrale complex の修復 (Enrico Giacopelli)
2009-2012；ユネスコの「世界遺産」の目録および「暫定リスト」に含まれる候補地 (Fondazione Adriano Olivetti – Comune di Ivrea – Dott. Patrizia Bonifazio)
2012；オリベッティの建築遺産に対する改修を監視する「Observatory（観測局）」の設立 (Technical Office, town of Ivrea – G-Studio, architects) (Enrico Giacopelli)
デザイン・ガイドラインおよび建築物目録の一覧表に関する修正、2013 (G-Studio architects - Enrico Giacopelli)
9. 参照：www.english-heritage.org.uk/professional/advice/hpg/has/listedbuildings/#(3)
10. 参照：www.regione.piemonte.it/montagna/dwd/manuale.pdf
www.regione.piemonte.it/territorio/dwd/documentazione/paesaggioBuonePratichePianificazioneLocale.pdf
11. M. Ferrand, JP. Feugas, B. LeRoy, J-L. Veyret, Le Corbusier: The Quartiers Modernes Frugès, Basel, Birkhäuser, 1998

12. 文化遺産の分類に属する建築物の改修に関してイタリアでは法律を改める必要性がつく表明されている。つまり、記念建造物の重要性とそれそれぞれに関して許される変更を等級に分けるための水準を導入することが必要であると、近代建築の保存に関する国際的な法令を分析する下記の文献で検討された。(Ugo Chiarughi, *Maledetti vincol. La tutela dell' architettura contemporanea*, Torino, 2012)
13. これは多くの国々における国内法においてすでに存在する概念と関連する。たとえば、2段階の水準で価値が定められているのがフランス、ジュネーブ州(Canton of Geneva, Switzerland; スイス)、ベルギーのワロン地域 (Vallonia, Belgium) 、そしてデンマークである。3段階の水準に分けているのが、英国、日本およびスロベニアである。そしてより詳細な分類方法がアイルランド、ポルトガル、およびルーマニアなどにおいて整備されている (Ugo Chiarughi, *op. cit.*, p.188)
14. カテゴリー A:建築物の外観および建物の全般的なデザインの完全な保存および保全が、建物の認可された使用目的の変更を含め、規定されている。著名な建築家により設計され、20世紀のイタリア建築として重要性が認められた記念碑的価値を有する建築。
 カテゴリーB;所有者や利用者が求める必要性を尊重しつつ、オリジナルの構造、形態および色彩的特徴の保存がなされるべき建物で、主要な建築家が設計した、やや小型の建物。
 カテゴリーC/D;オリジナルの形態的な構成要素の保存は定められているオリベッティ社員用住宅相談事務所 [*Olivetti Employee Housing Advice Office*] によって設計された住宅で、重要性はやや低い。
15. Conseils d'Architecture, d'Urbanisme et de l'Environnement (<http://incaue.fr/>)
16. Giancarlo De Carlo, 'An Architecture of Participation', *Perspecta*, 17 (1980), pp.74-79.
17. シュトゥットガルトのヴァイセンホフにおけるル・コルビジエニが設計した邸宅の修復事例、ミースファンデルローエのチェコスロバキアのブルーノの邸宅の集修復事例、デッサウのグロピウスによるバウハウスの修復事例(<http://www.stuttgart.de/weissenhof/>) ; (<http://www.tugendhat.eu/en/sdc/thicom.html>) ; (http://www.icomos.org/risk/2007/pdf/Soviet_Heritage_26_IV-2_Markgraf.pdf)
18. E. Giacomelli, 「オリベッティと透明性の神話。ICO チェントラーレの修復の反省」;本論文は下記文献にある (F. Graf, F. Albani (ed.) *Il vetro nell'architettura del XX secolo: conservazione e restauro*, Mendrisio Accademy Press, Mendrisio (CH), 2011, pp.276-288)
19. イタリアで施行された建設作業に関する基本法 (大統領命令 (D.P.R.) ; 2001 年 6 月 6 日イタリアの法令番号 380 番と 2010 年 5 月 22 日の法令番号 73 番)